

## 論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表

学位規則第8条に基づき、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

○氏名	小出 治都子 (こいで ちとこ)
○学位の種類	博士 (学術)
○授与番号	甲 第 1111 号
○授与年月日	2016 年 3 月 31 日
○学位授与の要件	本学学位規程第 18 条第 1 項 学位規則第 4 条第 1 項
○学位論文の題名	女子教育における化粧の役割 — 〈少女〉に求められた化粧の歴史—
○審査委員	(主査) 竹中 悠美 (立命館大学大学院先端総合学術研究科准教授) 千葉 雅也 (立命館大学大学院先端総合学術研究科准教授) 松原 洋子 (立命館大学大学院先端総合学術研究科教授) 鈴木 則子 (奈良女子大学大学院生活環境科学系教授)

### <論文の内容の要旨>

女子中高生の化粧が概して否定的にとらえられている現代に対して、明治に成立した高等女学校では容認されていただけでなく、化粧に関わる教育が道德教育の中でなされていた。本論文は、近世から昭和初期の文献資料を通じてこの歴史的事実を化粧文化の一側面として再確認し、「少女」や「女学生」を取り巻く社会が彼女たちに何を求め、いかなるロジックで化粧を教示し、いかなる化粧品がいかに提供されていたのかを多角的に考察するものである。

序章で、本論文の主題である「少女の化粧」の「少女」および「女学生」とは、少女論やジェンダー論の視点から、近代の教育制度が大人と子どもの間に創出した就学期の「少年」でも「青年」でもないカテゴリーとして生まれ、さらに出産可能な身体を持ちつつも就学を理由として結婚と出産を猶予されていた特別な存在と規定される。

第1章「前近代の理想像と化粧」で、まず江戸中期の儒学者による「女子用往来」に身体の清潔さという女性の徳が、そして江戸後期に流通した実践的な化粧指南書『都風俗化粧伝』に「化粧」が髪型から爪先までを含めた全身のケアとベースメイクとポイントメイクの技術だけでなく、自らの内面を省みるための契機として説かれていたことが抽出された。

第2章『良妻賢母』の矛盾と化粧の役割」では、明治の近代国家という枠のなかで、労働力や兵力としての男性を生産・維持するために女性に割り当てられた「良妻賢母」とい

う理想像と、国民の身体を統治するために西洋から導入された衛生概念が論じられた。さらに健康な母としての身体と母になるためにまず異性を惹きつける身体、という二分化を克服するために創出された「健康美」という概念と、医学的な説明付きで西洋の新しい化粧品と使用方法を普及させた「美容家」の登場と、美容書出版を含めた美容家の啓蒙活動にも光が当てられた。

第3章「女子教育における理想像」では、高等女学校の「修身」の教科書の内容や、先駆的な女性教育者たちによる教育論と少女雑誌への寄稿文から、良妻賢母主義に則った道徳教育において女学生の容姿が盛んに議論されていたこと、近世からの化粧論が踏襲され、節度を要求されながら学校制度の中で女学生の化粧が認められていた経緯が詳らかにされた。

第4章「化粧品会社による商品開発と宣伝方法」では、明治期に設立された主要な化粧品会社が発売した化粧品、販売経路、宣伝方法が、社史や化粧品産業の資料から調査され、女学校での試供品配布など「女学生」が有力な購買層として設定されていた事実、さらにタイプ別の化粧品発売時期と3章での教科書や女子教育者の著述の公刊時期と内容に一定の重なりが見出され、化粧品会社の経営戦略と女子教育制度との連関の一端が示された。

第5章「少女雑誌の化粧品広告における理想の少女像」では、少女雑誌というマスメディアの重要性が示された後、『少女の友』誌上の化粧品広告が分析された。初期には雛祭りや花嫁姿に良妻賢母主義が表象されるが、大正デモクラシー期にはモダンガールが出現し、「少女幻想共同体」なる良妻賢母主義からの逸脱も確認され、前章までの化粧教育の受け手としてではなく、雑誌を講読し、化粧品を消費する主体としての「少女」たちの存在が示唆された。

最後に終章で、改めて全体の関係が総括され、本論文の到達点と今後の課題が述べられた。

#### <論文審査の結果の要旨>

近代の「少女の化粧」という化粧文化論と少女文化論を接合する主題に対して、身だしなみとしての化粧という本来極めてドメスティックな行為にも関わらず、家庭の外側の社会における公的な化粧教育というかたちで、概念的な存在である「少女」に向けられたベクトル群を集積することで、本論文は「少女」の新たな一面と、教育における「化粧」という装置とその役割を明らかにした。問題の着眼点、方法論の独創性、得られた知見の重要性から見て、本論文は意義深い学術的研究となっている。

歴史学の方法に軸足を残しつつも、身体論、ジェンダーの社会学、美学、視覚文化論等々、領域横断的に幅広い先行研究と方法を参照し、研究目的が遂行されている。他領域の文献や方法の採用においては、消化不良的な部分も残すが、一方で、近世から近代の女子教育についての資料だけでなく、化粧の実践、化粧品会社の活動、少女雑誌の化粧品広告における図像とコピーについて等々、地道な調査に基づいた詳細で厚みのある情報が提供され

ていることにも注目すべきであり、本論文は基礎資料としての価値も有する研究成果となっている。

口頭試問では、審査委員全員が本論文の主題の重要性と着眼点を評価したうえで、以下のような問題点が指摘された。まず、資料解釈。とりわけ近世の資料の扱いに厳密さが不足している点と、解釈の不十分な点が詳細に指摘された。次に、化粧品広告の図像解釈も効果的な分析に至っていない点。そして全体を通して主要な概念の説明不足と、それらが各時代と各章の間でうまく連結されていない点も指摘された。

公聴会で学位申請者によってなされた報告において、上記の問題点は概ね改善され、加えて本論文で示した化粧教育の重要性と問題点を現代の教育と女子中高生の化粧文化に敷衍しようとする今後の展望が示された。それらを踏まえたうえで審査委員より、(1)近世の化粧論に儒学的要素が強いのは、申請者が選んだ資料が幕府の影響を強く受けていた江戸での出版物に限られているためであり、今後は上方など別の文化圏での化粧論にも視野を広げて行くべきではないかとの提案、(2)「母としての身体」と「男性にとって魅力的な身体」という二分法のジレンマを克服するための方策が「健康美」であり、化粧のテクニクであったという申請者の持論は明快であるが、本研究はそのような二分法が現実のものであったのかを確認し、さらに二分法の形成過程自体を問うていくことが可能である、という今後の研究継続における重要な課題、(3)少女雑誌の広告における表象分析で示された多様な解釈を総合する視座が申請者の中でまだ確立されていない点について、今後は5章で示唆された欲望の主体たる少女の側からのアプローチを期待する、という発展的な助言が与えられた。

公聴会後の判定会議において、本論文はその学術的意義に照らして博士の学位に値すると全審査委員の判断が一致した。

#### <試験または学力確認の結果の要旨>

本論文の審査にあたって、2016年6月14日14:00～15:00に創思館312において審査委員による口頭試問を、2016年7月16日10:30～11:30に創思館カンファレンスルームにおいて公聴会を実施した。口頭試問と公聴会で申請者が行った明確な報告と、各審査委員および公聴会参加者からのいずれの質問に対しても行われた適切な回答からも、博士学位にふさわしい学力が確認された。

申請者は、本学学位規程第18条第1項該当者である。

先端総合学術研究科は、査読付き学術雑誌掲載論文相当の公刊された論文を3本以上有することを学位請求論文の受理条件としている。受理審査委員会の審査により、本論文はその条件を満たしていることが確認された。本論文の学術的な価値に関しては、口頭試問や、公聴会での報告および質疑応答において、十分な評価に値するものと判断された。

以上より、本審査委員会は、本学位申請者に対し、本学学位規程第18条第1項により、「博士(学術 立命館大学)」の学位を授与することが適当と判断する。